

**高等学校等デジタル人材育成支援事業費補助金
(高等学校DX加速化推進事業) 採択基準 (重点類型グローバル型)**

高等学校等デジタル人材育成支援事業費補助金（高等学校DX加速化推進事業）の採択基準を高等学校等デジタル人材育成支援事業費補助金（高等学校DX加速化推進事業）実施要領に基づき以下の通り定める。

I 採択基準

重点類型グローバル型の申請要件を満たす高等学校等の取組について、下記の評価項目・点数に基づく得点、採択基準（基本類型・重点類型共通）に基づく得点を合算し、高等学校等デジタル人材育成支援事業費補助金（高等学校DX加速化推進事業）実施要領4. 申請方法及び採択方法等に基づき採択校を決定する。

【評価項目】（令和6年度採択校（継続申請（3年目））・令和7年度採択校（継続申請（2年目））共通）

- 1-1. 海外の連携校等への短期・長期留学や海外研修等（対面での交流は必須）をカリキュラムの中に体系的に位置づけること（（ア）～（ウ）の取組を実施する場合は加算）
 - （ア）海外の連携大学等において、情報Ⅱ等に関するプログラム等を受講すること（5点）
 - （イ）情報技術を活用した課題解決に取り組む海外の企業等と連携した取組を実施すること（5点）
 - （ウ）海外の連携校等への短期・長期留学や海外研修等に参加する生徒の参加に係る検討や準備、海外での学習や生活を支援する必要な体制を整備すること（5点）
- 1-2. 海外の連携校等から受け入れた外国人生徒と日本人生徒が一緒に外国語での授業を履修するための学校体制を整備すること（（ア）～（ウ）の取組を実施する場合は加算）
 - （ア）情報Ⅱ等（情報Ⅱ等を今後開設する学校においては、情報Ⅱ等の開設に向けて発展的な内容とした情報Ⅰ等を含む）の一部について外国語で実施し、日本人生徒と外国人生徒が一緒に履修すること（5点）
 - （イ）外国人生徒を自校での卒業を前提に受け入れ、日本での進学・就職を目指し、地域の企業や大学等と連携した上でデジタルを活用した探究的・文理横断的・実践的な学びを実施すること（5点）
 - （ウ）外国人生徒の日本での学習や生活を支援する必要な体制を整備すること（5点）
2. 情報Ⅱ等の探究的な学びの中で、1-1. 又は1-2. の取組の中で育成したグローバルな視点や多様な価値観への理解等を活かした課題設定を行い、本事業で整備するICT機器等を活用した探究的・文理横断的・実践的な学びを実施すること（（ア）～（イ）の取組を実施する場合は加算）
 - （ア）海外の連携校等への短期・長期留学や海外研修等を探究的な学びに関連付けて実施し、前後の授業においてグローバルな社会課題の解決に向けて、本事業により整備したICT機器等を活用した探究的・文理横断的・実践的な学びを実施すること（15点）
 - （イ）海外の連携校等から受け入れた外国人生徒と日本人生徒が協働した探究的な学びを実施し、前後の授業においてグローバルな社会課題の解決に向けて、本事業により整備したICT機器等を活用した探究的・文理横断的・実践的な学びを実施すること（15点）
3. WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業におけるアドバンスト・ラーニング・ネットワーク（ALネットワーク）に参加すること（5点）
4. 外国語を用いながら探究活動を行う学校設定教科・科目を開設すること（10点）（（ア）～（カ）の取組を実施する場合は加算）
 - （ア）当該科目が文理両方の複数の教科を融合した内容となっていること（5点）
 - （イ）体系的かつ先進的なカリキュラム設計を、国内外の大学、企業、国際機関等との協働により行うこと（5点）
 - （ウ）当該科目を必修科目とすること（5点）
 - （エ）当該科目において、外部専門人材（研究機関・企業の専門人材、大学・高等専門学校の教員、博士人材等）による指導助言を実施すること（5点）

- (才) 当該科目において、海外連携校等の外国人生徒等と交流する機会（オンラインでの交流を含む）を設けること（5点）
- (力) 当該科目の開設に向けた具体的な検討を遅くとも令和7年度中に開始し、必要な準備（授業内容の検討や、そのために必要な学校内外の連携・協力体制・組織的な研究開発体制や必要な設備等の準備）を進めること。その際、遅くとも令和9年度までに開設することを目指すこと（5点）
5. 高大連携による大学教育の先取り履修を可能とすること（10点）（（ア）～（エ）の取組を実施する場合は加算）
- （ア）高大連携による大学教育の先取り履修について、当該大学に入学した場合に単位化されること（5点）
- （イ）高大連携による大学教育の先取り履修について、高校において単位化されること（5点）
- （ウ）高大連携による大学教育の先取り履修において、ゼミ形式の授業等大学生や留学生との交流を実施すること（5点）
- （エ）大学教育の先取り履修の実施に向けた具体的な検討を遅くとも令和7年度中に開始し、必要な準備（大学との協議、体制整備等）を進めること。その際、遅くとも令和9年度までに実施することを目指すこと（5点）
6. 国内外の大学、企業、国際機関等と協働し、国内外の高等学校等との連携によるグローバルな社会課題研究として設定したテーマ（SDGs、経済、政治、教育、芸術等）に関連した高校生国際会議等を実施すること（10点）（（ア）～（エ）の取組を実施する場合は加算）
- （ア）生徒が主体となって高校生国際会議等の企画・運営全般に携わること（5点）
- （イ）生徒の行う発表内容について、教師及び外部専門人材（研究機関・企業の専門人材、大学・高等専門学校の教員、博士人材等）による指導助言を実施すること（5点）
- （ウ）3か国以上の海外連携校等が高校生国際会議等に参加すること（5点）
- （エ）国内外の大学、企業、国際機関等と協働し、国内外の高等学校等との連携によるグローバルな社会課題研究として設定したテーマ（SDGs、経済、政治、教育、芸術等）に関連した高校生国際会議等の実施に向けた検討を開始し、必要な準備（内容の検討や、そのために必要な学校内外の連携・協力体制等）を進めること。その際、遅くとも令和8年度までに実施することを目指すこと（5点）
7. （ア）～（エ）の取組を実施することなどによりグローバルな取組の充実・普及を行うこと
- （ア）事業の目的を踏まえ成果目標を設定するとともに、スクール・ポリシーの達成のため、学校教育に専門的知見を有する者、学識経験者、関係行政機関の職員等、第三者によって組織する運営指導委員会を置き、専門的見地から指導、助言を受けた上で、取組を評価・改善し充実を図ること（10点）
- （イ）校長及び管理職等のリーダーシップの下、全ての教職員が協力して組織的に取組を評価・改善し充実を図ること（5点）
- （ウ）成果目標として、国際的な分野を学ぶ国内外の大学への進学や国内外のトップ大学等への進学、海外留学、外国人生徒受入等の人数の増加に関する目標を設定すること（5点）
- （エ）本事業における取組について、社会に開かれたフォーラムや成果報告会等の実施、ホームページ等による公表（外国語を含む）など、他の学校への取組の横展開に資する活動を行うこと（5点）